

2022年8月5日

厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

産科医療補償制度を考える親の会
代表 中西美穂

NPO法人 高齢社会をよくする女性の会
代表 樋口恵子

産科医療補償制度の個別審査で対象外となった脳性麻痺児 に対しても「補償対象基準＝28週以上」を適用し、剰余金による 救済を執行する新制度設立の要請書

(要請趣旨)

表題の問題について、先日の国会でも岸田総理大臣から『保険契約を事後に遡及することの是非については、運営組織と医療保険者との協議によって定められる。親御さんの声をよく聞いていただき、丁寧な検討と説明、これが重要であると考えている。』と発言がありました。後藤厚生労働大臣からは、遡及の是非を検討する旨の発言もされました。

また、自見英子議員は国会で、遡及が厳しい場合「なんらかのキャッチアップ制度が必要である」と発言され、音喜多駿議員も「遡及適応については必要性に加えて許容性も備わっていると考える」、「遡及適応については、その許容性、実現可能性も判断基準として重要」と発言されています。また制度創設に取り組まれた日本医師会の横倉義武名誉会長は西日本新聞の取材において「剰余金が使えれば、新たな財源は必要ない。大臣がそこまで言うのなら、制度を運営する委員会で検討すればいい」と救済すべきだとの立場で発言されています。

産科医療補償制度を考える親の会一同は、「医学的合理性に欠ける」として個別審査が撤廃されたことを受けて、「2009年から2021年に出生し当時の約款に従って医学的に合理性に欠ける個別審査を受けた児」への救済を2021年12月に要望書として提出しております。

これに重ねまして、厚生労働省医政局及び保険局におかれましては、以下の具体的な事項について、早急に社会保障審議会医療保険部会の議題に挙げ、且つ先延ばしにすることなく、救済に向けた検証・検討・見直しについて、複数回にわたって公開の場で議論することを、ここに強く要請いたします。

(具体的な要請事項)

1. 表題の問題について、新制度設立等にて救済する是非を議論してください。
2. 表題の救済が行われると仮定して、その補償財源として「剰余金を活用すること」の是非を議論してください。
3. 表題の救済を行うと仮定し「剰余金の活用用途・運用方法、医療保険者が負担する今後の掛金金額、剰余金からの掛金充当額」等についてのシミュレーションを行ってください。
4. 表題の救済を行うと仮定し、「原因分析を行うこと」に対する「事務的な労力・再審査・予算・補正予算・その他実務等」のシミュレーションを行ってください。
5. 表題の救済を行うと仮定し、産科医療補償制度に関わる「保険規約・契約・約款・関係法律」等の各種規定の改定にはどのような問題と解決策があるかについて議論してください。
6. 産科医療補償制度を考える親の会を、社会保障審議会医療保険部会の審議の場に加えてください。
7. 産科医療補償制度を考える親の会を、社会的合意形成者に加えてください。

以上の具体的な事項について、早急に社会保障審議会医療保険部会の議題に挙げ、且つ先延ばしにすることなく、救済に向けた検証・検討・見直しについて、複数回にわたって公開の場で議論することを、ここに強く要請いたします。